

令和5年(ワ)第17364号、令和5年(行ウ)第299号  
若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子他5名

被告 国

## 証拠説明書6(甲B号証)

2025年1月20日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田善恭 

同 井桁大介 

同 谷口太規 

同 亀石倫子 

同 西愛礼 

| 号証    | 標目（原本・写しの別）  | 作成年月日 | 作成者        | 立証趣旨 |   |
|-------|--|-------|------------|------|---|
| 甲 B72 | 渋谷秀樹『憲法 第3版』469頁   | 写し    | 2017年4月30日 | 渋谷秀樹 | 国民主権原理は「治者と被治者の自同性、すなわち誰もが治者となりうることをその本質」としており「被選挙権、すなわち国民代表となりうる資格（能力）も保障されるという結論以外は導出不能」と説明されていること等。  |
| 甲 B73 | 興津征雄「立法不作為の救済手段としての確認訴訟—最高裁令和4年5月25日大法院判決(国民審査権訴訟)をめぐって」ジュリスト1576号112～117頁 | 写し    | 2022年10月   | 興津征雄 | 被侵害利益の基本的内容等が憲法上一義的に定められているか否かを違法確認請求における確認の利益を認める要件とすることは、「公法上の当事者訴訟としての確認訴訟」の訴訟要件として「かつての無名抗告訴訟の解釈論を類推する」ものとなり「適当ではな」いこと、令和4年最大判が権利の明白性に言及した点については「最高裁として違法確認訴訟を適法と認めた初めての判決であることにかんがみ、立法府の権限を侵すものではないことを確認的に判示するにとどめたものと読むのが妥当」であること（116頁）等。 |

|       |  |        |                |      |   |
|-------|--|--------|----------------|------|---|
| 甲 B74 | 長谷部恭男編『注釈<br>日本国憲法(2)10条<br>-24条』(有斐閣、<br>2017年)[宍戸常<br>寿]51~55頁 | 写<br>し | 2017年1月<br>30日 | 宍戸常寿 | <p>憲法 11 条後段が保障する不可侵な「基本的人権」の意義について、金森徳次郎国務大臣は憲法制定時に、「この憲法は全ての基本的人権を保障して居ります故に、その後段に於て、『この憲法が国民に保障する基本的人権』と云う所は全ての基本的人権でなければならない」と説明しており「13条以下に列記された個別的権利の単なる総称ではなく『すべての基本的人権』を指す、とするのが憲法制定時の理解であったこと、同条の「基本的人権」には「前国家的権利ないし自由権にとどまらず社会権・参政権等」も含まれること等。</p> |
|-------|--|--------|----------------|------|---|

|       |   |    |                 |     |   |
|-------|---|----|-----------------|-----|---|
| 甲 B75 | 第 183 回国会衆議院「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」議録第十一号 | 写し | 2013 年 5 月 21 日 | 衆議院 | <p>①公職選挙法旧 11 条 1 項 1 号の改正過程では、成年被後見人の選挙権が一律に解禁されたが、その理由については、「被後見人の方々は・・・極めて多様で、十分に選挙権行使ができる能力をお持ちの方もたくさんいらっしゃる」（北側一雄議員発言）、「成年被後見人の方々、十六万を超える多くの方々がその制度を活用しておられる。認知症の方あるいは精神障害、知的障害、そういう障害をお持ちの方々が中心でございますが、中は多様でございます・・・しかし、生活全般について判断する能力が全ての分野において欠けているかということ、決してそういうわけではない（逢沢一郎議員発言）、「やはり、選挙権を行使するに足る能力といったものをどのように定義するのかということは大変難しいということと、また、仮に定義ができたとしても、一体誰がどのような手続でそれを決定していくのかというような点についても非常に難しいところがございます。</p> |
|-------|---|----|-----------------|-----|---|

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | <p>そういった点で、現時点では、一律に成年被後見人に対しては選挙権を付与するというにしましたものであります」(山田(宏)議員発言)などと説明され、選挙権を行使する能力を類型的に定義することが困難であるといった理由が挙げられていたこと。</p> <p>②公職選挙法旧11条1項1号の改正過程では、被選挙権について、「選挙権、被選挙権・・・は・・・民主主義のまさに土台である選挙制度の根幹にかかわる事項であります。成年被後見人の方の選挙権、被選挙権の取り扱いにつきましては、ノーマライゼーションの精神からも重要な課題であるということは、私たち、全て認識をしているところでございます。」(坂本副大臣発言)と説明されていたこと等。</p> |
|--|--|--|--|--|

以 上